



三重県公報

令和2年12月24日 (木)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
条 例			
63	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例	(財 政 課)	3
64	三重県感染症対策条例	(薬務感染症対策課)	5
65	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	8
66	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(畜 産 課)	11
67	三重県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例	(薬務感染症対策課)	13
68	三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例	(三重県営業本部担当課)	14
69	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例	(スポーツ推進課)	15

公布された条例のあらまし

◎ 三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例（条例第 63 号）

- 1 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受ける中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金を設置することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県感染症対策条例（条例第 64 号）

- 1 本県における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図るため、感染症対策に関し必要な事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 65 号）

- 1 職員の勤務の実態及び業務の特殊性の変化等に鑑み、特殊勤務手当の額の改定等を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 66 号）

- 1 家畜改良増殖法等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例（条例第 67 号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例（条例第 68 号）

- 1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の廃止に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例（条例第 69 号）

- 1 三重県営松阪野球場の施設整備に鑑み、施設等の利用に係る料金についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例をここに公布します。

令和二年十二月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十三号

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例

(設置)

第一条 国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受ける中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の効力)

2 この条例は、令和八年三月三十一日までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(処分の特例)

3 基金は、第一条に規定する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を国庫に返納する事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

二 重 県 感 染 症 対 策 条 例 を こ こ に 公 告 し ま す。

令 和 二 年 十 二 月 二 十 四 日

二 重 県 知 事

鈴 木 英 敬

三 重 県 条 例 第 六 十 四 号

三 重 県 感 染 症 対 策 条 例

(目 的)

第一 条 この条例は、県民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼし、県民に極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症対策に関する必要な事項を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第二十一号）に規定する措置と相まって、本県における感染症の発生の予防及びその蔓延の防止を図り、もつて県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定 義)

第二 条 この条例において「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項に規定する感染症をいう。

2 この条例において「感染症対策」とは、感染症の発生の予防及びその蔓延の防止を図るための対策をいう。

(基 本 理 念)

第三 条 感染症対策は、感染症の発生及び蔓延により県民の生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、国、県、市町、県民、事業者、関係機関等が相互に連携協力し、一体となって推進されなければならない。

2 感染症対策は、誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されないものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならない。

(県 の 責 務)

第四 条 県は、国、市町及び他の都道府県並びに関係機関と連携協力し、感染症対策を総合的かつ迅速に実施する責務を有する。

2 県は、感染症の発生及び蔓延の状況を勘案して当該感染症に迅速かつ的確に対応することができるよう、次に掲げる体制を確保するものとする。

一 保健所における感染症対策の実施体制

二 感染症に係る検査の実施体制

三 感染症に係る医療を提供する体制

四 感染症に関する相談体制

3 県は、情報の提供、教育活動及び啓発活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及を図るものとする。

4 県は、感染症対策を講ずるに当たっては、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞くものとする。

(県 民 の 役 割)

第五条 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、適切な感染症対策を講ずることとともに、県が講ずる感染症対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、感染症の発生及びまん延により生じる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 社会福祉施設その他の多数の者が利用する施設の開設者及び管理者は、感染症の発生及びまん延により入所者及び利用者等に及ぼす影響に鑑み、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第七条 医療機関は、感染症の患者等に対し良質かつ適切な医療を行うとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 医療機関の管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第八条 県は、市町が感染症対策を実施するために必要な情報の提供及び助言を行いつつ、市町と連携協力して感染症対策を講ずるものとする。

- 2 市町は、県と連携協力し、教育活動及び啓発活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及、予防接種の実施、生活支援の実施その他の感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の公表)

第九条 県は、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、感染症に関する県民の不安の払拭並びに感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他之權利利益を侵害する行為の防止を図るため、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表しなければならない。

- 2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意するとともに、当該情報が及ぼす社会的な影響に配慮しなければならない。

(差別の禁止)

第十条 何人も、感染症の患者及びその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われるこことを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 何人も、医療従事者又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 3 何人も、前二項に規定するもののほか、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 4 県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずるものとする。

(感染を防止するための協力の求め)

第十二条 県は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要があると認めるときは、県民、事業者、学校の設置者その他の公私の団体又は個人に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく要請のほか、感染症対策の実施に關し必要な協力を求めることができる。

2 県は、前項の協力を求めるに当たつては、当該協力を求める者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにしなければならない。

(物資及び資材の確保等)

第十三条 県、市町、県民、事業者、関係機関等は、感染症対策の実施に必要な物資及び資材を確保するとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

(人材の確保、養成及び資質の向上)

第十四条 県は、感染症対策を推進するため必要な人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(新たな知見及び情報通信技術等の活用)

第十五条 県は、感染症対策に係る新たな知見の収集及び活用並びに情報通信技術及びデータの活用に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、感染症対策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十一月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第二十二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	一・二十一 (略) 二十二 削除 二十三 (略) 二十四 削除 二十五・二十七 (略)	一・二十一 (略) 二十二 特殊機械等取扱手当 二十三 (略) 二十四 運転免許技能試験手当 二十五・二十七 (略)
2 第五条 (保健福祉業務手当)	2 第五条 (略)	2 第五条 (保健福祉業務手当)
2 前項の手当の額は、月額二万三千二百五十円、一月につき給料月額の百分の十二又は日額九百五十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	2 前項の手当の額は、月額二万三千二百五十円、一月につき給料月額の百分の十二又は日額九百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	2 前項の手当の額は、月額二万三千二百五十円、一月につき給料月額の百分の十二又は日額九百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
2 (交通取締手当)	2 (略)	2 (交通取締手当)
第二十九条 交通取締手当は、警察職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。	一・二 (略) 三 交通整理業務(前一号に該当するものを除く。)	一・二 (略) 三 交通事故処理業務
2 前項の手当の額は、日額千一百六十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	2 前項の手当の額は、日額五百六十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	2 前項の手当の額は、日額五百六十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
第二十一条 削除		(特殊機械等取扱手当)
		第二十二条 特殊機械等取扱手当は、警察職員が特殊機械の操作又は保守作業に従事したときに支給する。

		2	前項の手当の額は、日額百六十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。 〔運転免許技能試験手当〕
第三十三条 削除		第三十三条 運転免許技能試験手当は、自動車運転免許技能試験官が道路において自動車の運転に必要な技能についての免許試験の業務に従事したとき及び運転適性指導員が道路において取消処分者講習として行う運転技能診断の業務に従事したときに支給する。	
		2	前項の手当の額は、日額一百一十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
			〔警察特殊業務手当〕
第三十四条 警察特殊業務手当は、警察職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。	一（略）	第三十四条 警察特殊業務手当は、警察職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。	一（略）
2 四（略）	2 四（略）	四けん銃操法の指導業務又は人事委員会の定める警察職員が行うけん銃射撃訓練業務	五（略）
2 前項の手当の額は、同項第一号に掲げる業務にあつては死体一体につき三千二百円、同項第二号から第五号までに掲げる業務にあつては日額千六百八十円、同項第六号及び第七号に掲げる業務にあつては当該勤務一回につき千二百四十円、同項第八号に掲げる業務にあつては当該物件処理一件につき五千二百円、同項第九号に掲げる業務にあつては日額四千六百円、同項第十号に掲げる業務にあつては日額千百円、同項第十一号に掲げる業務にあつては日額千六百四十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	2 前項の手当の額は、同項第一号に掲げる業務にあつては死体一体につき三千二百円、同項第二号から第六号までに掲げる業務にあつては日額千六百八十円、同項第七号及び第八号に掲げる業務にあつては当該勤務一回につき千二百四十円、同項第九号に掲げる業務にあつては当該物件処理一件につき五千二百円、同項第十号に掲げる業務にあつては日額四千六百円、同項第十一号に掲げる業務にあつては日額千百円、同項第十一号に掲げる業務にあつては日額千六百四十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	3 い（略）	
3 （略）	3 （略）		

附 則

〔施行期日等〕

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第五条第一項の規定は、令和二年四月一日から適用する。
(手当の内扱)
- 3 職員が改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和二年四月一日以後の分として支給を受けた手当は、新条例の規定による手当の内扱とみなす。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十二月二十四日

三重県知事

鈴木英敬

三重県条例第六十六号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一（第二条関係）				改正後				別表第一（第二条関係）				改正前			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
五百二十百	精師免許証の書換え交付	く家畜改良増殖法第二十二条の規定に基づく家畜人工授精の手数料	一千七百円	五百二十百	精師免許証の書換え交付	く家畜改良増殖法第二十二条の規定に基づく家畜人工授精の手数料	一千七百円	五百二十百	精師免許証の書換え交付	く家畜改良増殖法第三十二条の規定に基づく家畜人工授精の手数料	一千七百円	五百二十百	精師免許証の書換え交付	く家畜改良増殖法第二十二条の規定に基づく家畜人工授精の手数料	一千七百円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四 六 三 七 二 一 百 五 十 百 （略）	備考 (略)	三 六 二 一 百 十 法 施 行 規 則 第 三 九 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）	二 一 百 十 法 施 行 規 則 第 三 八 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）	一 一 百 十 法 施 行 規 則 第 一 九 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）	一 一 百 十 法 施 行 規 則 第 一 九 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）
四 六 三 七 二 一 百 五 十 百 （略）	備考 (略)	六 一 十 精 師 免 許 証 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）	六 一 十 精 師 免 許 証 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）	六 一 十 精 師 免 許 証 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）	六 一 十 精 師 免 許 証 の 規 定 に 基 づ く 家 畜 人 工 授 精 所 の 開 設 許 可 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十二月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十七号

三重県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例

三重県薬事審議会設置条例（昭和二十五年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所掌事務）	（所掌事務）
第二条 審議会は、知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。	第二条 審議会は、知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。
一～四（略）	一～四（略）
五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の二に規定する事務に関すること。	
六（略）	五（略）

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十二月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十八号

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例

三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十六年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第十四条 第二項（略）	<p>（サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化）</p>	<p>（サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化）</p>
3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（県内の地域資源を活用し、商品の開発、生産又は需要の開拓を行う産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。	<p>3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第二条第一項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十二月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十九号

三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例

三重県営松阪野球場条例（昭和五十年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第十条、第十七条関係）			別表（第十条、第十七条関係）		
一 施設	区 分	金額（円）	区 分	金額（円）	備考
スコア表示	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
得点及び判定のみ表示	全部表示	三、〇〇〇	（略）	（略）	（略）
備考	金額は、一試合当たりの額とする。	一、五〇〇	（略）	（略）	（略）

附 則

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前において、三重県営松阪野球場条例第一条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定によりこの条例による改正後の三重県営松阪野球場条例（以下この項において「改正後の条例」という。）別表に規定する区分により施行日以後の利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

令和2年12月24日

三 重 県 公 報

号 外

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
